

3 遺産分割協議書がある場合の必要書類

①亡くなられた方の戸籍謄本等(原本)

▼ 必要となる戸籍謄本の範囲について

②相続人全員の戸籍謄本等(原本)

亡くなられた方との関係がわかる戸籍謄本等をご準備ください。

・亡くなられた方の戸籍謄本で確認ができる場合は不要です。

③相続人全員の印鑑証明書(原本)

・海外にお住まいの方は、印鑑登録証明書の代わりに在外公館交付のサイン証明書をご準備ください。

④手続者の実印

相続人を代表して貯金等の相続手続きをされる方(取得される方)の実印をご持参ください。

⑤遺産分割協議書(原本)

相続人全員の署名・捺印があるかを確認し、ご準備ください。

⑥相続に関する依頼書(組合所定の書類)

・当組合のお取引を相続される相続人の署名・捺印(実印)が必要です

⑦亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード等